

## 1 災害(暴風雪、大雪等)の場合の対応

### 【大雪・吹雪等で登校が困難な場合の対応】

- (1) 道路状況や天候の様子、停電有無の確認(5:00~5:30 教頭)と校長への報告
- (2) 登校か臨休かの判断(6:00 校長)
- (3) タクシー会社もしくは夕鉄バスへの連絡(教頭)
- (4) 江別第三中学校への連絡(教頭)
- (5) 市教委総務係への連絡(教頭)
- (6) 全教職員への連絡・指示(教頭)
- (7) 家庭への連絡(6:30 教頭)

#### ≪除雪業者≫

まつざき土木(美原・篠津地区)  
佐賀建商(豊栄地区)  
三祐総業(八幡地区)

### 【大雪・吹雪等でスクールバスが登下校途中に走行困難になった場合の対応】

- (1) バス営業所よりスクールバスが運行困難になったという連絡があった場合、どこで走行困難になったのか確認、乗車人数の確認をする。登校途中の場合は、バス停で待っている児童の確認。
- (2) バス停で待っている児童宅へ、一旦、家庭に戻って暖をとるように連絡。
- (3) マチコミメールで全家庭に連絡。
- (4) 徒歩で登校した児童への指導。
- (5) 市教委から運行再開の連絡が来たら、マチコミメールで全家庭に連絡。
- (6) 登校時の場合は、登校した児童の健康状況の確認。下校時の場合は、家庭から帰宅後の児童の健康状況について連絡を受ける。
- (7) 教育委員会総務課にスクールバスが走行困難になった場所や状況について確認。
- (8) バスが走行困難になった場所や状況を保護者にお知らせする文書を登校時の場合は下校までに、下校時の場合は次の日までに作成。

### 【登校後、天気予報で警報が発令された場合の対応】

#### 平日

- (1) 道路状況や天候の様子の確認(12:30~13:00 教頭)と校長への報告
- (2) 下校方法の決定(校長)
- (3) 市教委総務係への連絡(教頭)
- (4) タクシー会社もしくは夕鉄バスへの連絡(教頭)
- (5) 全教職員の招集・連絡(教頭)
- (6) 家庭への連絡(職員室にいる職員)と児童への指導(各担任)
  - ・スクールタクシー・バス運行の目途が立たない場合、マチコミメールで全家庭に連絡する。
  - ・迎えに来てもらい、引き渡す。(保護者に無理をさせない)
- (7) スクールタクシーに職員もしくは、スクールバスに職員の乗車と徒歩児童の引率
  - ・帰宅確認及び保護者への引き渡し終了後、確実に教頭に報告する。

### 【重大な被害が想定される場合の対応(特別警報発令の場合)】

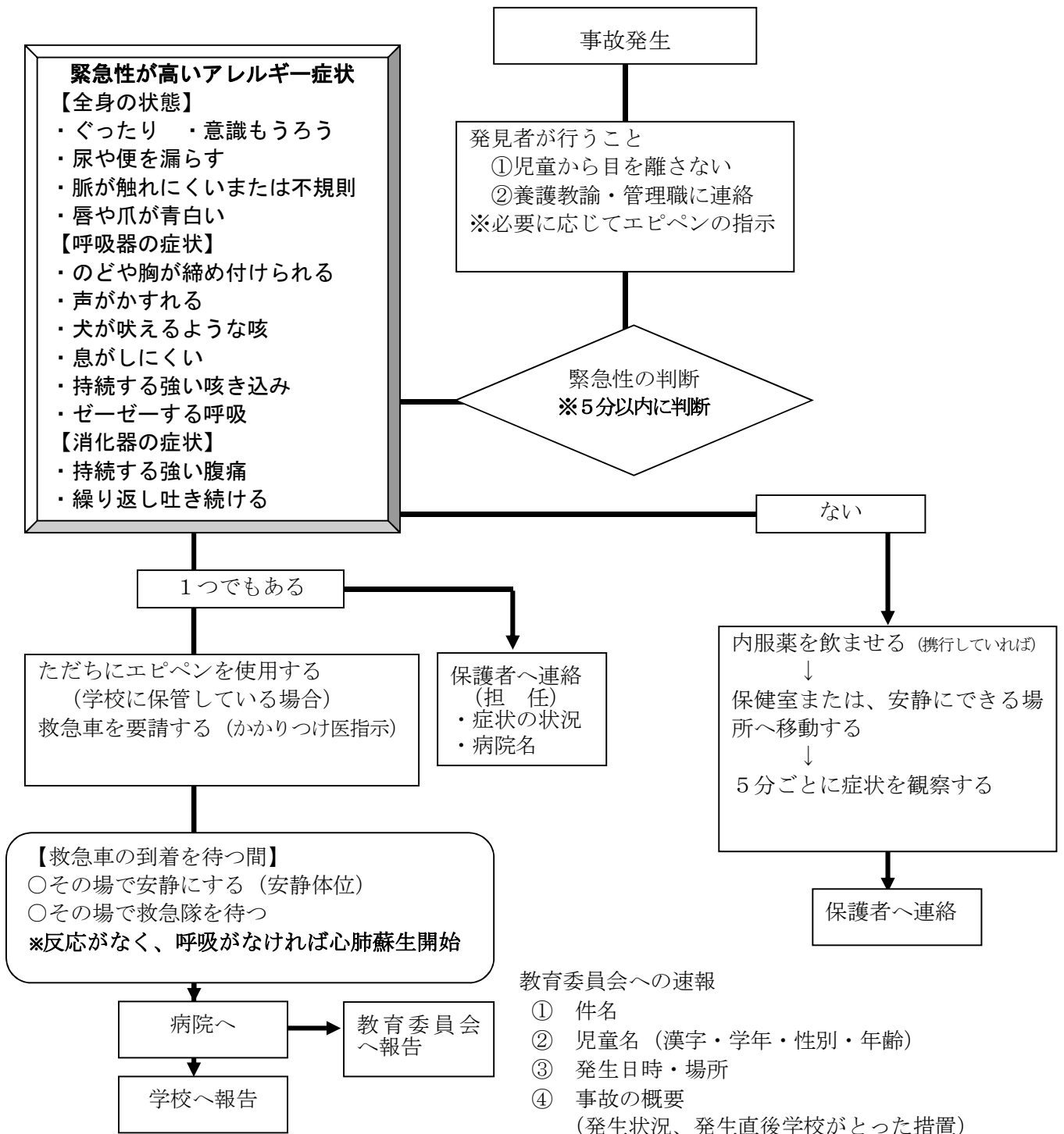
#### 平日

- (1) 天候の様子や道路状況に関する情報収集(教頭)
- (2) 教育委員会との連携
- (3) 対応策の決定と関係機関への連絡

#### 休業日

- (1) 管理職による校舎管理≪安全確認≫
- (2) 今後の対応の確認(校長・教頭)
  - ・必要に応じて、職員、各家庭へ連絡

## 2 食物アレルギーが発生した場合の対応



**安静を保つ体位**

ぐったり、意識もうろうの場合  
  
血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合  
  
おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合  
  
呼吸を楽にするため、上半身を起し後ろに寄りかからせる

### 3 防災に関する危機管理

#### 【防災規定】

- 一 本校における日常の防災管理の徹底を期し、火災・地震・盗難等の災害により人的・物的被害を最小限にとどめることを目的とし規定を設ける。
- 二 校長を最高責任者とする防災組織を常置し、教職員は災害が発生した場合、担当の任務にあたるものとする。
- 三 日常、下記の係と分掌を定め、災害に備え非常時に際しての非常勤務に遺漏のないように努める。
  - 1 教頭
    - (1) 日常における計画の作成
    - (2) 計画に基づく通報、避難、消防、搬出等の訓練の実施
    - (3) 非常事態における指揮統率
    - (4) 消防署及び関係機関への連絡
  - 2 避難誘導係
    - (1) 担任、児童に対する平素の指導訓練
    - (2) 災害時の避難誘導
  - 3 巡視係
    - (1) 校舎内外の人命検索を行い誘導に協力、また、要救助者がある時は、その救助にあたる。
  - 4 救護係
    - (1) 負傷者、被救助者の応急処置にあたる。
  - 5 消火係
    - (1) 初期消火にあたる。
  - 6 搬出係
    - (1) 重要書類物件の非常搬出、飛び火、その他盗難等の警戒にあたる。
      - ①重要書類 ②機械器具、図書 ③一般校具類
  - 7 災害発生に際しては、児童の生命の安全を第一とし、次の順序に従って対処する。
    - (1) 児童の安全退避
    - (2) 重要物件の安全管理
    - (3) 校舎施設設備の保守防護
- 四 災害発生に対しては、早期発見・迅速通報を旨とし、本部命令に従って統制ある行動をとる。そのためには、教職員の的確な判断・沈着な行動・周到な異変に応じる処置に努力する。
- 五 災害の報告を受けた本部は、状況の正確な把握と同時に必要な処置をとる。
  - 1 警報の発令（感知器・報知器等）
  - 2 発生箇所、状況の確認
  - 3 校内通報（放送・口頭・非常ベル）にて被災状況報告，避難場所の指示  
授業を中断し、異常内容を確認する。  
（口頭連絡もあるので、廊下の戸を開け聞き取れるようにする）  
通報…消防署119番「火事 北光小学校 ○○箇所」
  - 4 避難誘導開始
    - (1) 学習の中止を命ずる。冷静に警報の指示を受け、児童数の確認をする。  
（職員室常備の「緊急持ち出し用児童名簿」の携行）

- (2) 火気使用中の場合、火気の始末をする。
- (3) 地震発生の歳は、教室のドアを開け避難路を確保する。
- (4) 児童への指示（状況により持ち物指示）
- (5) 廊下に整列させる。
- (6) 火災発生時は窓及び教室の戸を閉める。
- (7) 避難開始
  - ① 無言、迅速、前の人を押さない。状況により通路出口を判断する。
  - ② 補欠授業中は、その担当教師が引率する。
  - ③ 教師が先頭及び最後尾になるよう避難する。

5 避難場所では

- (1) 整列
  - (2) 速やかに人員点検を行い異常の有無を確認して本部に引き継ぎ、非常勤務につく。
  - (3) 整列後、再避難の必要な場合は本部の指示に従って速やかに移動させる。
- 6 初期消火に対処する。
- 7 重要物件の搬出にあたる。

六 地震その他で校舎が危険状態になった場合は、校長の指示等により火災に準じた行動の中に、特に次の事項を加える。

- 1 各非常口の戸を真っ先に開放する。
- 2 屋外避難にあたっては、座布団等で頭部保護の処置をとる。
- 3 屋外避難の暇がない時、屋外が危険である場合は机の下にもぐり、または、座布団等を頭上へのせ、落下物に注意する。
- 4 建物のそばを通らない。

七 水害等で戸外危険のおそれがある場合は、校長の指示により地域毎に、スクールバスあるいは徒歩にて教師の付き添いのもと集団下校を行う。

- 1 方法・教室において完全に身仕度をさせた後、体育館に集合し、方面別に整列する。
- 2 要領・気象情報の推移に充分注意し、早目に児童を一斉下校させる方法を講ずる。
  - (1)身仕度の点検を行い、人員を確かめる。
  - (2)低学年を中に、前後に高学年を配した隊形を組む。
  - (3)帰宅困難を予想される場合、学校に留めおき、その旨家庭に連絡する。

八 荒天及び道路通行等で危険が懸念される時は、校長の指示により集団下校・臨時休校等の処置をとる。

九 土曜・日曜、祭日、休曜日、開校記念日にあたって、学校の非常災害や学校付近の火災を知ったとき、あるいは風雨雪害その他校舎が危険と思われるときは、学校防衛のため、ただちにかけて非常勤務につくものとする

手順としては、職員の第一目撃者、または、最初に聞き付けた者が学校に迅速にかけつけ、校長及び職員に連絡する。

十 避難訓練については、学校行事の「避難訓練」として教育課程に位置付けられている訓練計画に基づき実施し、避難指導に際しての基本的事項は「避難要領」に定める。

## 4 北朝鮮による弾道ミサイル発射等に伴う児童の安全確保の対応

### 1 登校前の場合

Jアラートにより、弾道ミサイルが北海道付近に飛来する可能性があるとの情報伝達があった場合は、直ちにその指示に従う。続報により安全が確認されたとの情報伝達があり次第、通常通り登校とする。臨時休業になる場合は、学校から連絡網によりお知らせする。

※この件に限らず暴風雨雪等の自然災害時等についても、学校からの連絡の有無に係わらず、保護者が登校時の安全を確保できないと判断した場合は登校を見合わせ、安全が確保されたと判断された時点で登校させてよいことを各家庭に知らせておく。

### 2 登校途中・下校途中の場合

Jアラートにより、弾道ミサイルが北海道付近に飛来する可能性があるとの情報伝達があった場合は、直ちにその指示に従い、続報により安全が確認されたとの情報伝達があるまで避難行動を継続する。スクールタクシー、スクールバスの各運行会社にもその旨が江別市教育委員会から周知されている。なお、徒歩通学児童は、各自が近くの建物や地下に避難するなどの行動をとる。

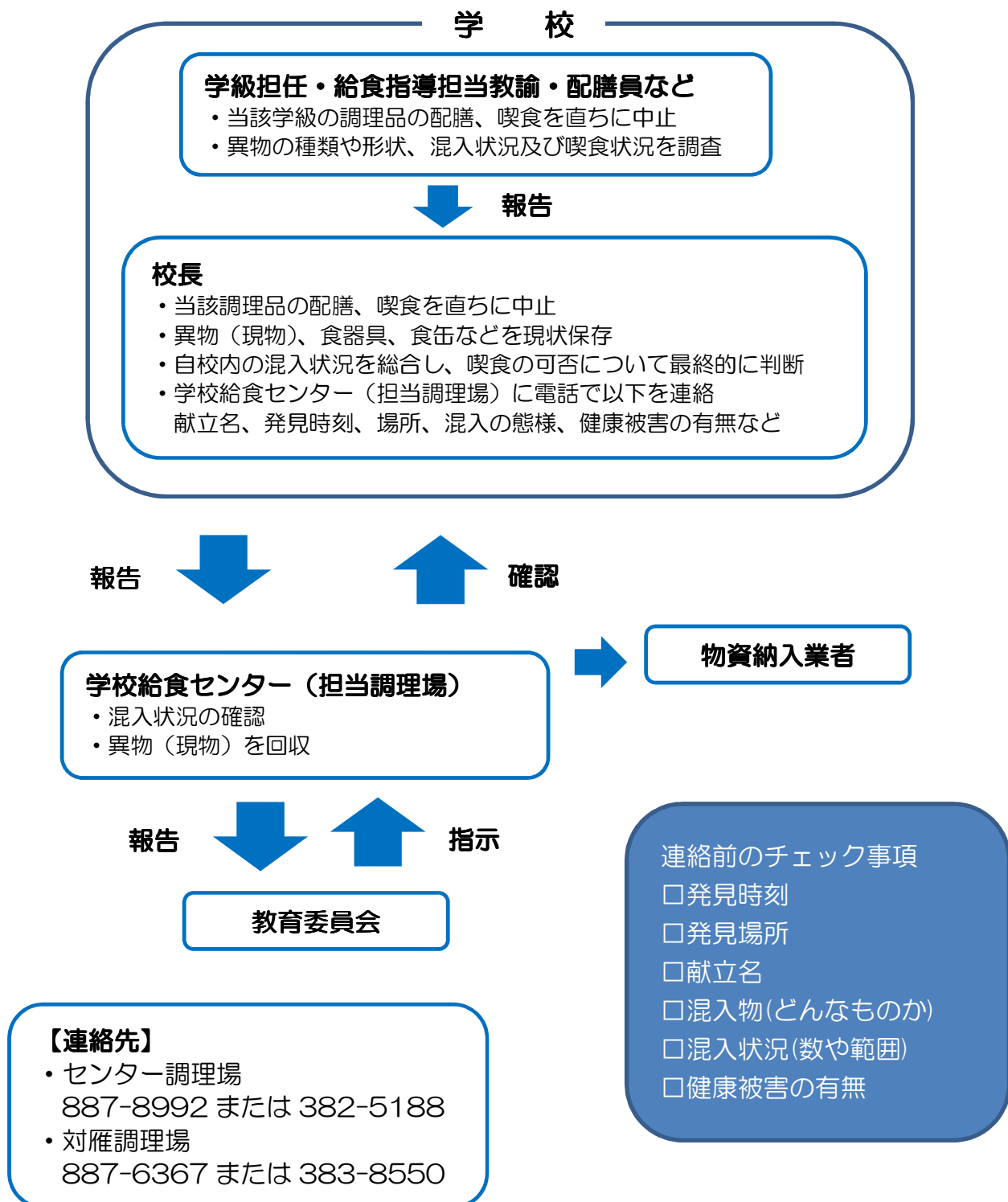
### 3 授業中の場合

Jアラートにより、弾道ミサイルが北海道付近に飛来する可能性があるとの情報伝達があった場合は、直ちに校内放送の指示で窓のない放送室へ避難し、続報により安全が確認されたとの情報伝達があり次第、通常の授業に戻る。

## 5 学校給食における異物混入対応

### 学校内（教室など）で異物が発見された場合の流れ

#### a. 「金属やガラスなど人体に危険と思われる異物」「衛生害虫など」の場合



**b. 「衛生害虫以外の虫及び食材の包装材料の切れ端と思われる異物など」の場合**

